

株式会社シルバーホクソン指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービス事業所運営規程

（事業の目的）

- 第1条 株式会社シルバーホクソンが開設する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービス事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービス（以下「指定訪問介護等」という）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態及び要支援状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護等（以下「訪問介護」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条
1. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 2. 事業所の訪問介護員等は利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
 3. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他の居宅サービス事業者並びに地域の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
1. 名称 ヘルパーステーション シルバーホクソン
 2. 所在地 埼玉県川口市末広2-15-19 グレイス小嶋1F

（従業者の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。
1. 管理者 1名（常勤職員 1名）（サービス提供責任者兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を順守させるために必要な指揮命令を行う。
 2. サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも訪問介護の提供にあたる。
 3. 訪問介護員等 5名以上
訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。（但し、12月29日から1月3日までを除く。）

2. 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
3. サービス提供時間
月曜日～日曜日、午前8時から午後7時までとする。
(但し、12月31日から1月3日までを除く。)

(訪問介護の内容)

第6条 1. シルバーホクソンは訪問介護員等を派遣し、以下のサービスを提供します。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(訪問介護の利用料その他の費用の額)

第7条 1. 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2. 第8条に定める通常の事業の実施区域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

1. 事業の実施地域を越えてから 片道10km未満 300円
2. 事業の実施地域を越えてから 片道10km以上 500円
3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川口市の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 1. 訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2. 提供した訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3. 提供した訪問介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4. 提供した訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第11条 1. 利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

- 第12条 1. 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止についての事項)

- 第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催に努めるとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束適正化についての事項)

- 第14条 事業所は、利用者の身体拘束等の適正化のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
1. 利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ず緊急の場合を除き身体拘束は行わない。
2. 利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ず緊急に身体拘束を行う場合は理由及び心身の状況を記録に残す。
3. 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
4. 身体拘束適正化のための指針を整備する。
5. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
6. 従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症予防対策についての事項)

第15条 事業所は、事業所の訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

1. 感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催しその結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所は事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。
3. 事業者は事業所において感染症が発生又はまん延防止の為に必要な措置を講ずる。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
6. 訪問介護員は感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(業務継続化計画に関する事項)

第16条 事業所は感染症や自然災害による非常事態の発生時において業務を継続的に実施再開する為の計画(BCP)を算定し必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講ずる。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
2. 継続研修 年5回以上
3. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
5. 従業員は、利用者に同意を得た利用目的の範囲内において個人情報の利用提供を行う。又、利用者の同意を得ることなく利用者目的の範囲の超えた情報の利用・提供を行わないこととする。
6. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社シルバーホクソン代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成13年 8月18日から施行する。
この規程は、平成14年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成15年11月 1日から施行する。
この規程は、平成15年12月 1日から施行する。
この規程は、平成16年 7月15日から施行する。
この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成17年 4月14日から施行する。
この規程は、平成17年 5月30日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月15日から施行する。
この規程は、平成18年10月18日から施行する。
この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 8月18日から施行する。
この規程は、平成20年10月18日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 5月18日から施行する。
この規程は、平成22年12月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 8月13日から施行する。
この規程は、平成23年11月18日から施行する。
この規程は、平成23年12月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和 1年 6月24日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 7年 2月 1日から施行する。